

令和7年度第2回長浜市国民健康保険運営協議会 会議次第

日時:令和8年2月12日(木)午後2時～

場所:長浜市役所 3-Bコミュニティールーム

1. 開 会

2. あ い さ つ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 事

(1) 令和8年度長浜市国民健康保険料率(案)について

(2) 令和8年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)について

(3) 令和8年度長浜市国民健康保険事業計画(案)について

(4) 令和8年度長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出予算(案)
について

5. そ の 他

6. 閉 会

長浜市国民健康保険運営協議会委員名簿

区 分	氏 名	団 体 名
被保険者を代表する 委員	大 杉 三 佐 子	長浜市商工会推薦
	川 崎 香	ながはまアグリネットワーク
	服 部 貴 美 代	公募
	西 島 か お る	公募
保険医または保険薬 剤師を代表する委員	華 房 順 子	湖北医師会推薦
	米 澤 理 雄	湖北医師会推薦
	川 瀬 仁 史	湖北歯科医師会推薦
	小 倉 味 穂	湖北薬剤師会推薦
公益を代表する委員	中 嶋 利 明	有識者
	高 山 幸 嗣	有識者
	竹 腰 陽 子	長浜市健康推進員協議会推薦
	三 橋 正 樹	滋賀県社会保険労務士会推薦
被用者保険等保険者 を代表する委員	宇 田 泰 明	滋賀県被用者保険等保険者連絡協議会
	寺 岡 庄 三	滋賀県被用者保険等保険者連絡協議会
	宮 川 周 一 郎	滋賀県被用者保険等保険者連絡協議会

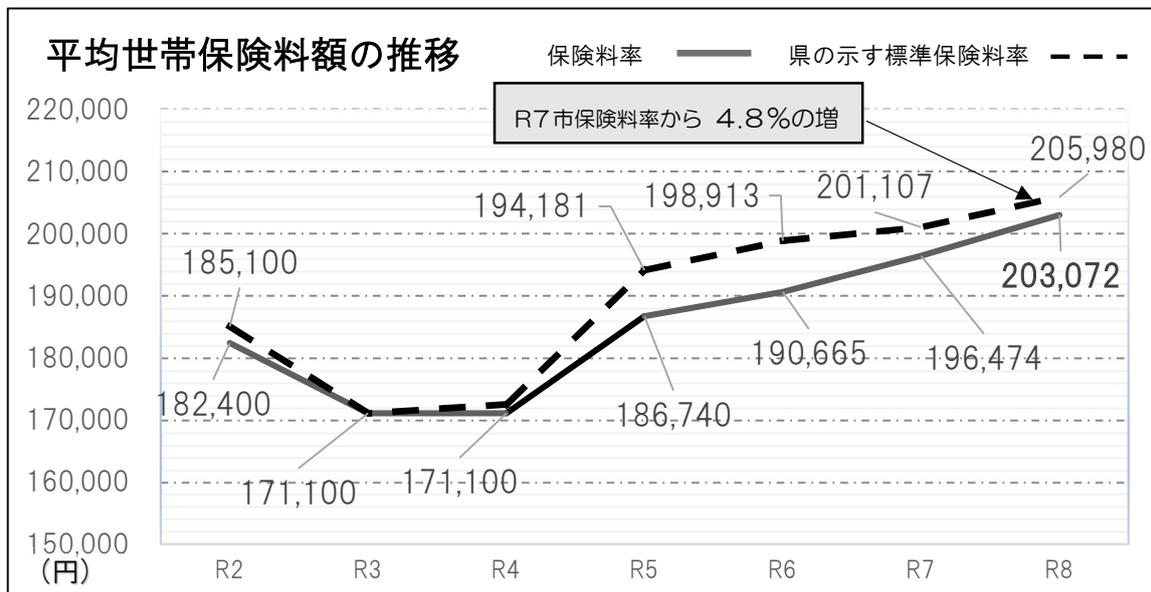
事務局	松 宮 喜 明	市民生活部長
	中 田 重 樹	市民生活部次長
	大 塚 宏 未	保険年金課長
	堂 村 明 仁	滞納整理課長
	平 塚 崇 之	健康企画課長
	山 口 博 之	地域医療課長
	前 田 洋 美	健康推進課長

令和8年度 長浜市国民健康保険料率（案）について

1 令和7年度に比べ平均世帯で3.4%（6,598円）引き上げます。

（1）平均世帯（65歳以上夫婦2人世帯、所得140万円）の年間保険料

令和8年度 203,072円



（2）令和8年度保険料率（案）

*（ ）は令和7年度の保険料率

	医療保険	後期高齢者支援	介護保険	子ども・子育て
所得割	6.70% (6.70%)	2.61% (2.72%)	2.34% (2.39%)	0.25%
均等割 (1人あたり)	28,500円 (27,500円)	11,700円 (11,400円)	12,000円 (11,500円)	1,200円
平等割 (1世帯あたり)	19,300円 (19,500円)	7,500円 (7,800円)	5,900円 (5,700円)	740円

・所得割・・・(前年所得－43万円)×料率 ・医療保険、後期高齢者支援分・・・被保険者全員が負担
 ・介護保険分・・・40～64歳の被保険者が負担 ・子ども・子育て分・・・被保険者全員が負担(18歳未満は均等割免除)

2 保険料算定内容

県が示す令和8年度標準保険料率で計算した平均世帯の保険料は、令和7年度長浜市保険料と比較すると、4.8%の引き上げを必要とします。被保険者の負担軽減のため、平均世帯で3.4%の引き上げとし、不足する財源2,500万円は国民健康保険財政調整基金からの取り崩し等で対応します。

（保険料の上昇要因） 子ども・子育て支援金制度創設 一人あたり約3,200円の増
 一人あたり医療費の増 4.4%

3 今後の見通し

医療費の上昇に加え、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金は、令和10年度まで段階的に導入されることから、今後も保険料の増加が想定されます。令和9年度には県内保険料率は統一されますが、急激な負担増とならないよう3年間の移行期間を利用し、財政調整基金の範囲内で激変緩和を図り、令和12年度を目途に統一保険料に移行していきます。

令和8年度当初予算案 事業概要

(1) 趣旨・説明

国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的に、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行います。

県から示された標準保険料率は、令和7年度に比べ平均世帯で4.8%の引き上げとなりましたが、被保険者の負担軽減のため平均世帯で3.4%の引き上げとし、不足分は長浜市国民健康保険財政調整基金を繰り入れることで対応します。

なお、国民健康保険特別会計の規模については、令和7年度比で約0.05%の増となります。

(2) 予算額

(単位：千円)

歳入	令和8年度 当初予算案 A	令和7年度 当初予算案 B	増減 (A-B)	比較 (A/B)
国民健康保険料	2,124,998	2,047,111	77,887	1.04
国・県支出金	7,608,306	7,649,026	△ 40,720	0.99
一般会計繰入金	890,041	890,783	△ 742	1.00
基金繰入金	25,000	30,000	△ 5,000	0.83
繰越金	1	23,975	△ 23,974	0.00
手数料	736	785	△ 49	0.94
財産収入	1,964	1,300	664	1.51
諸収入	13,954	17,020	△ 3,066	0.82
歳入合計	10,665,000	10,660,000	5,000	1.00

歳出	令和8年度 当初予算案 A	令和7年度 当初予算案 B	増減 (A-B)	比較 (A/B)
総務費	132,747	141,294	△ 8,547	0.94
保険給付費	7,362,671	7,419,462	△ 56,791	0.99
保健事業費	139,009	138,993	16	1.00
保険事業費納付金	2,947,776	2,901,358	46,418	1.02
還付金	18,245	11,295	6,950	1.62
償還金	1	1	0	1.00
他会計繰出金	52,587	41,297	11,290	1.27
予備費	10,000	5,000	5,000	2.00
基金積立金	1,964	1,300	664	1.51
歳出合計	10,665,000	10,660,000	5,000	1.00

(3) 主な事業・内訳

- ・ 特定健診事業 118,352千円
被保険者の生活習慣病の早期発見と健康の保持及び増進のため、特定健診受診率を高めるよう受診者の健診自己負担の無料化やデータ分析による受診勧奨等を実施します。
- ・ 資格審査、保険給付事業等
- ・ 長浜市国民健康保険財政調整基金残高 257,265千円（令和7年度末見込）

長浜市国民健康保険特別会計 各予算科目の主な内容

【歳入】

国民健康保険料	
	医療分+支援分+介護分+子ども・子育て分の合計。医療分は保険給付費等、支援分は後期高齢者支援金、介護分は介護納付金、子ども・子育て分は子ども・子育て支援金の支払いのために徴収するもの
国・県支出金	
①子ども・子育て支援事業補助金	子ども・子育て支援金制度導入に係る費用に対して10/10国が補助するもの
②保険給付費等交付金 (普通交付金)	都道府県化により、県が医療費の支払いに責任を持つことになったため、市が医療費を支払う財源として医療費相当額が交付されるもの
③保険給付費等交付金 (特別交付金)	保険者努力制度分 市町村の国民健康保険の運営状況を評価し、交付されるもの
	特別調整交付金分 市町村の特別の事情に対して、交付されるもの(国による評価)
	都道府県繰入金2号分 市町村の特別の事情に対して、交付されるもの(県による評価)
	特定健診分 40～74歳の被保険者が受診した特定健診、特定保健指導に係る費用に対して、2/3が交付されるもの
④保険給付対策費補助金	福祉医療助成に関する医療費波及分に係る保険者負担分に対し一定の割合で県が補助するもの
一般会計繰入金	
①保険基盤安定	保険料の軽減の対象となった被保険者の保険料軽減分等を公費で補てんするもの
②給与費・事務費	国保事業に従事する正規職員の給与や必要な事務費。
③財政安定化	地方交付税措置された国保財政健全化のためのもの
④未就学児等軽減分	未就学児や産前産後期間の軽減分
⑤福祉医療助成波及分	福祉医療助成に関する医療費波及分に係る保険者負担分
基金繰入金	
	財政調整基金積立にかかる繰入金
繰越金	
	前年度繰越金
手数料	
	保険料の督促手数料
財産収入	
	財政調整基金利子
諸収入	
	保険料の滞納に係る延滞金等

【歳出】

総務費	
	国保事業に従事する職員の給与費や事務費、国保連合会負担金、国保運営協議会の費用など
保険給付費	
①療養給付費	診察、薬剤、治療費、入院時食事代など医療サービスの現物給付分
②療養費	柔道整復師による施術やコルセットなどの補装具など現金給付分
③高額療養費	医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に負担するもの
④審査支払手数料	診療報酬明細書(レセプト)の点検等に必要経費
⑤葬祭費	被保険者の死亡に対して5万円を支給
⑥出産育児一時金	被保険者の出産等に対し50万円(産科医療保障制度の対象外の場合は48万8千円)を支給
保健事業費	
①人間ドック助成	人間ドック受診者に対し費用の半額(上限2万円、宿泊を伴う場合2万5千円)を助成するもの
②高額療養費貸付	医療機関等へ高額医療費の支払いが困難な場合に貸し付けるもの
③特定健診等事業	特定健診、特定保健指導に係る費用
保険事業費納付金	
①医療給付分	医療給付を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金
②後期支援金等分	後期支援金等を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金
③介護納付金分	介護納付金を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金
④子ども・子育て分	子ども・子育て支援金を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金
還付金	
	保険料の還付金
償還金	
	国庫支出金の精算に係る返還金
他会計繰出金	
	一般会計・湖北病院等への繰出金
予備費	
	予備費
基金積立金	
	基金利子積立金

令和 8 年度

長浜市国民健康保険事業計画書(案)

1. 計画の目的

長浜市国民健康保険事業の適正な実施と持続的かつ安定的な財政運営を確保し、被保険者の健康保持・増進を図っていくことを目的とします。

2. 基本方針

市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険に比べて中高年齢が多く加入していることから医療費が増加する一方、無職者や高齢者など国民健康保険料の負担能力が弱い被保険者の加入割合が高く、負担率が高いという構造的問題を抱えています。

このような状況の下、国民皆保険制度を堅持し、医療制度を将来に渡り持続可能なものとするため、平成30年度から県が財政責任主体となり、県と市町が共同保険者として国保運営に取り組んでいます。

また、滋賀県において、「第3期滋賀県国民健康保険運営方針」が策定され、その方針に基づき「負担と給付の公平性」観点から、市町で担っている資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業等の各種業務について、平準化を進めていきます。

長浜市国民健康保険では、国民健康保険財政の健全化・安定化を図るため、次のとおり重点施策を定めてその遂行に努めます。

3. 重点施策

令和8年度の国保事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組みます。

(1) 適用適正化の取組

被保険者の的確な把握や早期適用等の資格の適正化に取り組みます。

(2) 保険料の適正な賦課と収納率向上の取組

限りある財源で国保財政を運営するため、適正な賦課と収納率の向上に努めます。

(3) 医療費適正化の取組

国保事業を運営する上で基本的事項であり、事業運営の健全化を図るため、医療費の実態を把握・点検し医療費の適正な支出と抑制に努めます。

(4) 被保険者の健康づくりの取組

「第3期長浜市国民健康保険データヘルス計画」に基づいて、被保険者の健康づくり（発症予防）や疾病の早期発見による重症化予防など、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な保健事業に取り組みます。また、今年度に計画に掲げる目標の達成状況及び事業の実施状況の中間評価を行います。

4. 国民健康保険事業の現状

(1) 国民健康保険被保険者の状況

被保険者数は被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行により、減少傾向にあります。その一方で、前期高齢者（65歳以上）の加入割合は増加しています。今後も団塊の世代が後期高齢者へ移行することにより被保険者の減少が想定されます。

第1表 国民健康保険被保険者数・世帯数（4月1日現在）（単位：人）

年度	市人口	国保被保険者	加入率	市世帯数	国保世帯数	加入率
2	117,403	23,892	20.4%	46,359	14,662	31.6%
3	116,444	23,399	20.1%	46,673	14,633	31.4%
4	115,464	22,780	19.7%	46,948	14,402	30.7%
5	114,524	21,792	19.0%	47,414	14,012	29.6%
6	113,297	20,835	18.4%	47,664	13,565	28.5%
7	111,807	19,805	17.7%	47,864	13,105	27.4%

第2表 国民健康保険被保険者数の内訳（4月1日現在）（単位：人）

年度	国保被保険者	内) 前期高齢者	内) 70歳以上	高齢化率（前期）
2	23,892	11,296	6,082	47.3%
3	23,399	11,379	6,563	48.6%
4	22,780	11,244	6,651	49.4%
5	21,792	10,751	6,409	49.3%
6	20,835	10,072	5,946	48.3%
7	19,805	9,477	5,244	47.9%

(2) 国民健康保険事業運営の状況

①決算の推移

国民健康保険特別会計は、被保険者数の減少や高齢化、低い所得水準である一方で、保険給付費は依然高水準であることから、極めて厳しい財政状況となっています。

第3表 決算の推移（単位：千円）

年度	歳入決算額	歳出決算額	収支差引額	一般会計繰入金
2	10,994,987	10,967,376	27,611	842,246
3	11,093,259	11,071,148	22,111	822,136
4	10,891,286	10,853,268	38,018	825,752
5	11,086,036	11,055,280	30,756	892,218
6	10,977,402	10,920,911	56,491	889,563

②国民健康保険料の収納状況

国民健康保険料の収納率は、口座振替の推進やキャッシュレス決済の促進、また、延長窓口による納付相談を行い、令和2年度以降は95%以上を維持しています。

しかし、高齢者や無職者を多く抱える構造的な要因から、保険料（調定額）の所得割の増加は期待できず、財源の確保は厳しさを増しています。

第4表 国民健康保険料の収納状況

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	現年収納率	滞納収納率
2	2,482,960	2,192,946	95.28%	27.37%
3	2,317,550	2,063,222	95.88%	29.91%
4	2,149,724	1,933,647	95.83%	33.44%
5	2,236,160	2,053,291	96.10%	40.45%
6	2,219,647	2,034,172	95.81%	33.55%

③保険給付費の推移

保険給付費の合計額は、ほぼ横ばいですが、一人当たりの医療費は令和2年度に新型コロナウイルスの影響で前年度より減少しましたが、令和3年度以降は年々増加しています。国保事業を安定して運営するためには一人当たりの医療費を抑制することが重要であり、医療費の適正化対策や保健事業を実施し、引き続き医療費の抑制に努めます。

第5表 保険給付費の推移

(単位：千円)

年度	療養給付費、療養費	その他	合計	前年度比較
2	7,624,438	51,386	7,675,824	-3.2%
3	7,873,152	50,249	7,923,401	3.2%
4	7,725,576	51,518	7,777,094	-1.8%
5	7,737,981	47,383	7,785,364	0.1%
6	7,607,692	51,561	7,659,253	-1.6%

※ その他は、出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料

※ 前年度比較は、(当年-前年) / 前年で算定

第6表 一人当たりの医療費

(単位：円)

年度	長浜市	前年度比較	県平均	前年度比較
2	375,589	-1.8%	351,147	-2.8%
3	395,023	5.2%	369,015	5.1%
4	406,241	2.8%	375,805	1.8%
5	418,895	3.1%	432,290	15.0%
6	432,214	3.2%	433,792	0.3%

※ 前年度比較は、(当年-前年) / 前年で算定

④特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移

特定健康診査の受診率は、新型コロナウイルスの影響で令和2年度に大きく低下し、県平均を下回る状況が続いていましたが、令和6年度には前年度比で3.7%上昇しました。

今後も受診勧奨や費用無料化を継続し、受診率の向上に努めます。

特定保健指導の実施率については、初回指導の分割実施や動機付け支援の委託ならびに市の専門職による利用勧奨などを通じて、向上に努めています。令和6年度の保健指導実施率は前年度を下回る結果となりましたが、「第3期長浜市国民健康保険データヘルス計画」の目標値を達成しています。

令和8年度も実施計画等に基づき、受診率と保健指導実施率の向上を目指します。

第7表 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移

年度	特定健診 県平均	特定健診 長浜市	前年度 比較	保健指導 県平均	保健指導 長浜市	前年度 比較
2	35.5%	29.4%	1.6%	35.6%	57.2%	8.7%
3	39.3%	37.1%	7.7%	34.9%	55.8%	-1.4%
4	40.2%	36.4%	-0.7%	33.4%	56.3%	0.5%
5	40.9%	36.1%	-0.3%	34.4%	62.1%	5.8%
6	42.1%	39.8%	3.7%	34.0%	61.0%	-1.1%

5. 個別の事業計画

(1) 適用適正化の取組

①年金資格による被保険者資格の喪失の届出の勧奨

年金事務担当係が日本年金機構との間で締結しているシステムの情報を活用し、国民年金第2号被保険者の資格喪失情報を利用して、喪失届出勧奨を行います。

②郵送による資格喪失届の推進

被用者保険の加入等で資格を喪失される届出を郵送により受け付けることで被保険者の利便性の向上を図ります。

③マイナ保険証の制度周知と利用の促進

令和6年12月から保険証の発行を終了し、マイナ保険証に移行したことから、引き続き被保険者への制度周知に努め、国の示す計画に基づき、資格確認証や資格情報のお知らせの通知の発行を適正に行います。

(2) 保険料の適正な賦課と収納率向上の取組

①未申告者への指導

適正な賦課・徴収を確保するため、税務課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を行います。

②外国人への対応

外国人の納付理解を促進するため、ポルトガル語等の通訳の配置やタブレットによる翻訳サービスを行うなど多言語に対応します。

③口座振替やコンビニ収納およびスマホ等を利用したキャッシュレス決済の利用推進

収入確保を図るため、新規加入者への受付窓口での納付勧奨やキャッシュレス決済の利用案内、市広報誌による周知などあらゆる機会を通じて、口座振替制度やキャッシュレス決済の利用を促進します。また、令和8年9月から地方税統一QRコード(eL-QR)を利用した電子納付を新たに開始します。

④療養費等申請時の納付勧奨

未納者に対して、窓口等での療養費等の申請時に納付勧奨を行います。

⑤延長窓口での納付相談の実施

木曜日に午後7時まで延長窓口を実施し、納付相談の機会を増やし納付指導を行います。

⑥財産調査、実態調査の徹底と滞納処分の実施

滞納者の財産調査や実態調査を行い、滞納者に応じた滞納処分の執行に努めます。

⑦特別療養費の支給

納付勧奨を経てもなお保険料の未納が長期間続いている滞納者には、療養の給付に代えて特別療養費を支給します。

⑧子ども・子育て支援金の賦課・徴収

令和8年度から、子ども・子育て支援金を保険料に上乗せして徴収し、国に納付します。

(3) 医療費適正化の取組

① レセプト点検の充実・強化

医療費の適正化と抑制を図るため、国保連合会に業務を委託し、レセプトの資格や内容を点検・審査を行い、保険者負担額の適正化に努めます。

② 第三者行為の求償事務の実施

国保連合会と連携して、レセプト点検により第三者行為による傷病を発見し適切な求償を行います。

③ 高額療養費申請勧奨の実施

高額療養費支給要件該当者に高額療養費の勧奨通知を送付し申請を促します。

④ 医療費通知の実施

医療費の適正化、健康に対する認識等の啓発を図るため、年2回医療費通知を送付します。

⑤ ジェネリック医薬品の利用促進

被保険者負担の軽減、医療費の抑制を図るため、ジェネリック差額通知や希望シールの配布等を行い、ジェネリック医薬品の利用を促進します。

⑥ 重複・頻回受診者等の保健指導の実施

重複・頻回受診者、重複・多剤投与者を対象に保健師等による訪問指導を実施します。

(4) 被保険者の健康づくりの取組

① 特定健診の受診率向上

- ・未受診者へ電話やはがきによる受診勧奨、また、新規国保加入者へ特定健診の案内を行い、受診率の向上を図ります。
- ・チラシ・ポスター・広告などにより、被保険者の健康意識を向上し、健診の更なる周知と啓発を行います。
- ・治療中患者情報の提供が可能な対象者に、治療中患者情報提供依頼を送付し、特定健診受診率の向上を図ります。
- ・職場健診等の健診結果の電子申請での提供を可能にし、受診率の向上につなげます。
- ・地域づくり協議会や健康推進協議会など地域の団体とともに受診啓発を実施し、健康づくりの関心を高め、健診受診への機運の向上を図ります。

- ・商工会や商工会議所、薬剤師会や企業等と連携し、健診の受診啓発や情報提供を図ります。
- ・総合健診の予約専用電話を設置し、予約窓口を一本化して予約しやすい環境を作ります。

②がん検診の受診率向上

- ・無料クーポン券の配布や電話や通知による受診勧奨を行い、がん発症リスクと予防（生活習慣改善等）について啓発します。
- ・地域団体等と連携して、定期的に検診を受ける習慣を身に付ける人を増やし、要精密検査の対象者を確実に受診につなげます。

③脳血管疾患、心疾患、腎疾患の重症化予防

- ・訪問・面談による保健指導を行い、脳血管疾患・心疾患・腎疾患の基礎疾患である生活習慣病予防対策を引き続き実施します。その中でも肥満対策及び高血圧対策を重点的に行います。
- ・対象者に電話や訪問による保健指導を行い、糖尿病性腎症重症化予防として、日頃から自分の健康状態を把握し、予防を実践できる人を増やします。また、必要な人が医療機関を継続受診するように支援します。

④喫煙者や運動不足の人の減少

- ・たばこによる健康リスクについて、がんや生活習慣病リスクだけでなく、COPD（慢性閉塞性肺疾患）についても周知を行うとともに、保健指導時の禁煙対応や健康関連のイベントなど、各機会を活用し、市民が禁煙や受動喫煙防止を意識できる環境づくりを行います。
- ・がん予防・心疾患・脳血管疾患予防のためにも、メタボリックシンドローム該当者・予備群への保健指導を実施します。
- ・メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防として保健指導時における健康推進アプリ「ビワテク」の活用推奨や、アプリを活用したウォーキング事業の展開などを通して、運動を習慣とする人を増やします。

⑤その他

- ・人間ドック費用助成事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療をすることにより、被保険者の健康保持増進を図り、医療費の抑制に努めます。

○主な国保事業の年間スケジュール

4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料率の決定 ○ 人間ドック助成事業受付（～12月） ○ ジェネリック差額通知（1回目）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健康診査受診券作成・発送
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料決定通知発送 ○ 特定健康診査開始（～2月）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格確認書更新・発送 ○ 一部負担金限度額認定証更新（高額療養費関係） ○ ジェネリック差額通知（2回目）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居所不明被保険者調査（8月1日） ○ 国民健康保険運営協議会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重複多受診者訪問指導（～10月）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ジェネリック差額通知（3回目） ○ COPD 啓発媒体の送付（喫煙歴のある方）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費通知（1回目）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ジェネリック差額通知（4回目）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険運営協議会 ○ 医療費通知（2回目）
随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納付書及び督促状、催告書の発送 ○ 財産調査及び滞納処分 ○ 保険料減免、非自発的失業者保険料軽減事務 ○ 被保険者資格適用適正化調査 ○ 高額療養費申請勧奨通知発送 ○ 療養費及び高額療養費支給、高額介護合算療養費支給 ○ 特定疾病療養受療証交付 ○ 出産育児一時金・葬祭費支給 ○ レセプト点検 ○ 特別療養費支給 ○ 不当利得返還請求（保険者間調整） ○ 柔道整復施術療養費調査・分析 ○ 特定健診受診勧奨 ○ 喪失届出勧奨 ○ 第3期データヘルス計画の中間評価

令和8年度当初予算案 事業概要

(1) 趣旨・説明

- 国民健康保険直営診療所において医療サービスを提供し、住民福祉の向上を図ります。
- ・浅井診療所、浅井東診療所、中之郷診療所（上丹生出張診療所、今市出張診療所）、にしあざい診療所（塩津出張診療所、菅浦出張診療所）の4医科診療所（4出張診療所）と中之郷歯科診療所の1歯科診療所を運営します。
 - ・老朽化している中之郷歯科診療所のチェアユニットを更新します。
 - ・中之郷歯科診療所のチェアユニット購入費用等について国民健康保険調整交付金の申請を行うため、国保特会繰入金が増加します。
 - ・診療所の管理運営に係る収支不足を長浜市国民健康保険直営診療所管理運営基金から繰り入れます。
 - ・地域の持続可能な医療体制を確保するため、一般会計から繰入を行います。

(2) 予算額

(単位：千円)

歳入	令和8年度当初予算案 A	令和7年度当初予算 B	増減 (A-B)	比較 (A/B)
診療報酬	31,900	30,114	1,786	1.06
診療所手数料	1,439	1,445	△ 6	1.00
基金利子	6,035	6,219	△ 184	0.97
国保特会繰入金	28,944	26,432	2,512	1.10
一般会計繰入金	28,400	28,400	0	1.00
繰越金	2,000	2,000	0	1.00
雑入	2,119	1,417	702	1.50
基金繰入金	49,963	55,973	△ 6,010	0.89
市債	5,200	0	5,200	皆増
歳入合計	156,000	152,000	4,000	1.03

歳出	令和8年度当初予算案 A	令和7年度当初予算 B	増減 (A-B)	比較 (A/B)
人件費	32,460	31,668	792	1.03
一般管理費	97,609	95,969	1,640	1.02
工事費	0	4,389	△ 4,389	皆減
医療用機械器具費	7,389	634	6,755	11.65
医療用消耗器材費	7,539	8,102	△ 563	0.93
医薬衛生材料費	200	250	△ 50	0.80
公債費（元金）	2,760	2,760	0	1.00
公債費（利子）	8	9	△ 1	0.89
基金積立金	6,035	6,219	△ 184	0.97
予備費	2,000	2,000	0	1.00
歳出合計	156,000	152,000	4,000	1.03

(3) 主な事業・内訳

- ・中之郷診療所運営負担金 20,133千円
- ・西浅井地区診療所指定管理料 25,384千円
- ・浅井地区診療所指定管理料 41,482千円
- ・中之郷歯科診療所備品購入費 7,014千円



こども・子育て
世帯を応援！



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

徴収開始時期は6月です。

※ 医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料は所得割0.25%、均等割1,200円、平等割740円になります。

※ こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については、均等割額が全額軽減されます。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

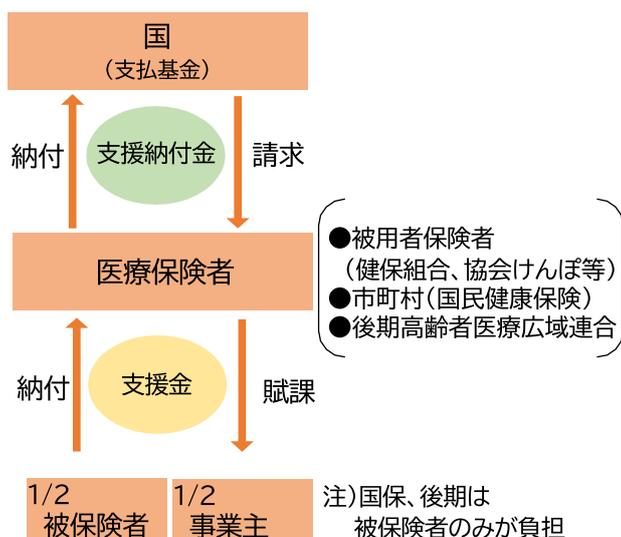
Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの?

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

支援金の徴収の流れ



Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



Q 支援金により負担が増えるの?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」

